

「平成17年度血液製剤使用状況調査」の概要（案）

1. 調査目的

医療機関における血液製剤の使用状況等を調査することにより、適正使用の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(1) 調査内容

- ① 医療機関における血液製剤（輸血用血液製剤及び血漿分画製剤）の使用実績を把握する。
- ② 医療機関における血液製剤の管理体制、適正使用の取組み状況等を把握する。

(2) 調査の活用

病態別、術式別の平均的血液製剤使用状況等を把握し、血液製剤の使用適正化のための指標及び施策検討の基礎資料として活用する。

<視点>

- 血液製剤の使用状況
 - ・ 血液製剤（輸血用血液製剤及び血漿分画製剤）の病態別、術式別等の使用量
 - ・ 「血液製剤の平均的使用量」との比較及び活用状況
- 血液製剤の管理体制等
 - ・ 一元管理の実施状況（部門、責任医師の配置、体制等）
 - ・ 輸血療法委員会の設置状況等
 - ・ 副作用の報告体制等
- 適正使用の取組状況等
 - ・ 「血液製剤の使用指針・輸血療法の実施に関する指針」の活用状況

2. 調査方法

- (1) 調査機関：厚生労働省が実施。
- (2) 調査対象：医療施設調査により把握されている病院（精神病院を除く）を対象。（20床以上の約8000施設）
- (3) 調査時期：平成 年 月～平成 年 月
- (4) 調査対象期間：平成16年4月1日～平成17年3月31日（1年の使用実績）
- (5) 調査手順
 - ① 厚生労働省から調査対象医療機関に対し、調査票を直接郵送。
 - ② 医療機関において調査票を記入後、厚生労働省医薬食品局血液対策課あて返送。
 - ③ 民間機関において集計後、血液対策課で解析を行い、その結果について、薬事・食品衛生審議会適正使用調査会等において調査審議を行う予定。公表時には、各医療機関に対し、都道府県を通じて連絡。